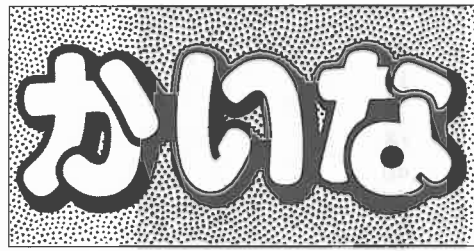


退職勧奨 されたら 組合へ



全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL.: 03-3583-9037
FAX.: 03-5562-0853

定価 月500円

前号の記事の通り、この4月より開発業務に復帰することができた。多くの方のご支援にいくら感謝しても足りない。

開発の業務を外され、専門外の、不要不急で利用の予定もない文書の翻訳業務をアサインされたのは、2010年の4月である。以来十数回にわたり、

①不要不急の業務であることを認めアサインをはずすこと
②開発業務へ戻すことを主題に団体交渉を行ってきた。会社は、①については「ごんごん」も「適切と考えている」と繰り返し、「②については「開発業務に適用していない」

レノボ・ジャパン 職場復帰までの道のり

投稿

「開発の人員は足りていない」「異動は前もって計画されており、基本は年に一回である」と繰り返し返すだけの不誠実な態度を続けた。このままでは打ちが開かない。

上位マネージャーとの面談へ進むことが決定した。正直うれしかった。面談したマネージャーは、「これまで何があったか」ということは気にしていない。これから力を発揮してくれる人材であれば歓迎する」と言ってくれた。

PBC評価制度を批判

第216回金属反合同行動報告

4月25日の午前8時半から、IBM本社前を皮切りに、めまぐるしく変化する気候の中、金属反合同行動に参加してきました。

IBM本社前には、総勢300人近くの仲間が集結し、永慕IBM支部中央執行委員の司会で社前抗議行動がはじまりました。

初めに、大岡委員長のスピーチでは、PBCの不透明な評価制度に対する批判、参加者からは、PBCの低評価を理由に繰り広げられているPIPを利用した退職強要に對しての厳しい糾弾が行われました。



オリエンタルモーター本社前にて

従業員の生活費が

各社が抱える問題は、労働者へのいじめや人権侵害、経営者側の一方的な理由での工場の閉鎖、会社の分割、若い世代に至っては、派遣・期間社員への雇止めなど、いずれも従業員の生活を脅かすものばかりです。

(8C)

今年も全国各地でメーデーが開催された。1886年にシカゴを中心に労働組合が8時間労働制の要求のための統一ストライキを行ったのが始まり。目標は「最初の8時間は仕事のために、第二の8時間は休息のために、残りの8時間は好きなことのために」であった▼日本では1920年に第1回メーデーが行われ、労働者は「8時間労働制」「失業の防止」「最低賃金の制定」を要求した▼いま、労働者が声をあげなくなっている。成果主義という言葉で騙されているのである。それとも諦めか。きつとそういう職場環境が作り出されているのであろう▼原発、消費税、雇用、TPPと問題は山積している。これらは否選択は、日本の岐路となる。いま大切なことは一人でも多くの人が声をあげることかもしれない。

(C)

東京高裁 退職強要・人権侵害裁判 裁判闘争通じ雇用を守る 組織的違法行為証明を

ありました。判決内容と照らし合わせてみると、心にも無い言い訳で、自分の判断を裁判所の判断にすり替えるという、裁判官の姑息さが浮き彫りになりました。

組合は、高裁において2008年に行われた退職強要の実態を明らかにし、その退職強要が会社の組織ぐるみの違法行為であることをあらためて証明するつもりです。

この闘いの中で、現在、大規模に行われている業績改善プログラムや退職強要プログラム(割増金と就職斡旋)を会社の自由にはさせず、日本IBMで働くものの今後の雇用を守っていく所存です。組合員だけでなく、社員の方々のご支援をよろしく願っています。

5月14日、東京高等裁判所822法廷において第1回IBM退職強要・人権侵害裁判が行われました。報告は次号以降で行いますが、現在の労働裁判は、JAL裁判でみられるように労働者にとって逆風が吹いています。

しかし、IBMで今後行われるリストラに歯止めをかける意味でも高裁を舞台にした新たな闘いは、それ自身が意義のあるものと確信しています。みなさんの力強いご支援をお願いします。

裁判官の姑息さ

IBM退職強要・人権侵害裁判の第一審は、すでに本紙面でお知らせのとおり、2011年12月28日に東京地方裁判所(以下、「東京地裁」という)

から、原告の請求が全て棄却されるという裁判官としての公平性、客観性の微塵も無い不当判決でした。

この判決は会社の言い分を鵜呑みにし、特に原告の所属長が足を踏みならし原告を威嚇している音や責罵、「呼ばわりしている声の録音証拠に対して「録音していることを隠して、原告が被告側証人(所属長)を挑発した」と決め付けるなど、原告に対する悪意すら感じさせる異様なものでした。

また、裁判官が和解のテールで「あなたたちの状況は、私も裁判所の職場で似たような経験をしていたので何とかしてあげたいが、裁判所の判断は私とは別物なので理解してもらいたい」というような発言が

IBM退職強要・人権侵害裁判で、原告4人と

組合なんでも相談窓口担当者			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	事業推進、事業企画・オペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	第一契約推進、リーガルサポートセンター	牧村 武	1712-5538
本社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本社	SWG、エンタープライズSW事業部、SW営業部	大場 伸子	1206-4650
幕張	YSL、第一Lotus TS	田中 純	1819-4224
幕張	IGA AS、イノベーション推進	高山 弘之	1804-8516
大和	YSL、ISEL・System技術	大岡 義久	1808-3626
大和	IGAS、東日本総務、大和総務	塚本 辰博	1808-4320
名古屋	ISCJ、第二AS本部、第一AS部	板倉 浩	1209-2972
大阪	GFS、西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	1505-5420
大阪南港	SSO、第六MRサーバーMGT	高岡 雅之	1612-6042
京都御池	サービス & オペレーションズ、生産技術	古川 肇	1616-8523
●組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金10時～16時			
FAX 03-5562-0853			
e-mail jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/			

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ
弁護士 水口 洋介 03-3355-0611(代)
http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/
東京都新宿区四合一丁目2番地 伊藤ビル6F
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。
(お手数ですが電話により予約をお願いします)



中央団交報告

4月10日、26日に日本IBMとの中央団交を行っていました。

春闘要求回答では、GDPの諸否の事務手続については組合が提案することでも同意しましたが、会社業績40の根拠については今回も開示しませんでした。

PBC不当低評価、PIP強要では、該当組合員が新たに複数名出席し評価の撤回を求めました。また、不当労働行為に対して強く抗議しました。

会社業績根拠開示せず

不当労働行為に抗議

会社業績40なぜ?

2010年度は51であった会社業績が2011年度は40に低下している根拠を追及しました。会社は「財務諸表の詳細やその額の原因、および会社業績の根拠となるデータについて、開示できるものがないものがある」として拒否しました。

GDP減額支払 強行反対

会社は「組合との合意を得ず、会社が決めた額を減額して相対で低評価を達成してはならない」として強く抗議しました。

不当低評価と PIPへ

不当低評価の該当者が参加して抗議し、低評価撤回を要求しました。

不当労働行為をやめよ

組合は「PIPは減給・降格・解雇などの労働条件の一方的な不利益変更を明示しているため、労働間の協議事項となっており、ゆえに、組合の合意を得ずに、会社が社員、特に組合員に強要するのは、不当労働行為だ」と、繰返し説明しています。

会社は虚偽の回答をするな

出席した組合員からは、「前回の団交では、PIPはパフォーマンスを上げるためのものだと言っていた。しかし、ラインと話をしたところ、ILCは

インマネージャーの不当労働行為を組織的に指導していることに対して強く抗議し、断固阻止することを伝えました。

評価の対象とはならず、部下の承認は必要ない、との回答を得た。何をもち評価するのか。しかも、会社回答では、1月30日のインタビューでの内容は一切記述されていなかった」とし、もう一人の出席組合員は「抗議文に対する会社回答について、事実確認はどなたがどなたに対して行ったのか」として、会社に対する不信感をぶつけました。

これがPIPのメリットです!



改善できたみなさんは、対象リストからはずれるという、メリットがあります。

実は会社にメリットがあります!

会社の業績改善結果の見返りがどのように社員に返ってくるんですか?
PIPは、社員にどのような利益があるんですか?
改善したら、社員にどのようなメリットがあるんですか?

投稿

他国より甘い放射性物質に関する食品新基準値

4月1日から放射性物質に関する食品新基準値が施行されました。これについて私見を述べます。

【放射性セシウムの新基準値】

一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

放射性物質は、微量であれば問題ないといいたしきい値はありません。乳幼児や成長期の子どもに影響が出やすく、放射性物質の摂取は、全年齢において、免疫力の低下や心疾患などの健康被害

を招く恐れがあります。チエルノブイリ事故でも内部被ばくによる結核、ウィルス性肝炎、急性呼吸器病などの感染症の増加、そして死亡の増加につながりました。

主食も同じ基準値

これまでの暫定基準値である500ベクレルは、放射性廃棄物の基準の5倍でした。100ベクレルでようやく、放射性廃棄物の基準を下回っただけです。

主食の米も同じ基準値である国はどこにもありません。こんな甘い基準は、東京電力や政府の保証を少なくするためのウクライナ、ベラルー

シでは、主食のパンには一般食品より低い基準を定めています。

乳児用食品・牛乳・飲料水の基準値が高すぎます。細胞分裂が活発で成人の何倍も影響を受ける乳児や子どもを考慮したとは思えません。

また、飲料水の基準は、米国では0.111ベクレル/Kg、ドイツでは0.5ベクレル/Kgです。

ドイツ放射線防護規則では、セシウム137の制限値は、子どもと青少年に対して食品キログラムあたり4ベクレルを、大人は8ベクレルを超えるべきではないとしています。

ストロンチウムの規制値は



絵：和田誠

日本の食品基準値は、今回もストロンチウムについての規制値が定められませんでした。

ストロンチウムは農作物だけでなく、魚介類にも取り込まれやすく、事故後1年から2年に魚の汚染のピークが来ると言われています。

東京湾でも、汚泥から高濃度の放射性物質が検出されています。福島事故では、チエルノブイリ事故のときよりも、ストロンチウムなどの核種

が多く大量に拡散しました。

食品選びに注意したい

新基準値を超えた食品が、東日本各地で出荷停止されています。さらに、検査体制が整っていないため、検査をすり抜ける食品が流通する可能性も否定できません。産地不明の外食米にも注意したいところです。

また、玄米は、放射線物質が蓄積されやすい部

分を食べてしまいます。被害がさらに顕在化

新聞やテレビのマスクミが、安全性について十分な解説をしながら、健康被害に触れず、「風評被害」と称し、偏った報道をしてきました。放射線被害がさらに顕在化していくのは、これからです。広島原爆の数倍のセシウムが放出されたのです。

(RD)